



海外旅行保険

ファミリープラン用

パンフレット 別冊 重要事項説明書

AIG 損保

広がる世界へ、
この安心とともに。



- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門 4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

4A2-433(B-240075)

海外旅行保険

2024年3月版

2018年1月1日以降保険始期契約用

海外旅行保険は
さまざまなリスクを幅広くカバーし、
海外旅行に行かれる
お客さまをサポートします。

パッケージ補償とサービス

ご自身の ケガや病気の 補償	携行品の補償
航空機遅延 などの補償	アシスタンス・ サービス

CONTENTS

はじめに	1
パッケージ補償の内容	3
ご契約タイプ一覧表	5
アシスタンス・サービス	9
補償内容	11
基本となる補償	
主な特約の概要	
その他の補償	

AIG損保の海外旅行保険 3つの特長

1 ケガ・病気補償が充実

- 治療・救済費用を無制限※に補償する
「無制限プラン」で安心サポート
- 保険期間31日以内の契約については
 - ・ 持病・既往症の急激な悪化
 - ・ 旅行中の急激な歯痛による歯科治療
 - ・ 妊娠初期の異常による症状
(妊娠満22週以後の発症は除く)も補償します。

※無制限とは治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限にすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

2 ファミリープランには「家族旅行特約」をセット

- 旅行行程が同じご家族をまとめて1保険契約証で契約可能
- 携行品損害と個人賠償責任の補償を家族で共有
- 加入タイプは個々に選択が可能

3 アシスタンス・サービス

- 24時間365日、日本語対応のコールセンターがトラブル時にサポート

AIGについて

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、AIGのメンバーカンパニーは約70の国や地域で、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントをサポートするための保険ソリューションを提供しています。持株会社 AIG, Inc.はニューヨーク証券取引所に上場しています。

AIG損保の海外旅行保険は ここが違います

■ お客さま満足度が高いサポート体制

海外で「信頼」できるAIG損保の損害サービス。
お客さま満足度**94.4%**※

94.4%

※「満足」「やや満足」とお答えになったお客さまの割合
(2023年 弊社実績)

■ いつでも日本語でサポート アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、**24時間365日**、お客さまの万一の時のお電話を日本語で対応し、ご安心いただいています。米国・カナダ・オーストラリア・イギリス・中国では、現地でも保険金請求をお受けします。

24時間 365日

■ 世界55万か所以上の医療機関で お客さまをしっかりとサポート

米国を中心に、世界**55万か所**以上の医療機関を抱える医療ネットワークと提携しているAIGグループが、お客さまをサポートします。キャッシュレス・メディカルサービス(その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービス)を多くの

世界55万か所以上

※提携する医療ネットワーク、サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

■ 保険金のお支払い体制

損害サービスセンター(保険金支払担当部門)を東京と沖縄に設置。軽微な案件では**約5日**で支払いを実施しています。

約5日

※2023年度軽微な案件における支払日数平均

■ 医療サポート体制

世界4か所に医師や看護師が常駐。AIGメディカルチームとお客さまを診察する医師が連絡をとり、迅速に保険金をお支払いできる体制。

世界4か所

パッケージ補償の内容

健康にまつわるトラブルには… ご自身のケガや病気の補償

傷害死亡／疾病死亡

ケガまたは病気が原因で亡くなられた

傷害後遺障害

旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた

緊急歯科治療費用 保険期間31日まで

旅行中に急に歯が痛くなった※1

治療・救済費用

階段で転倒して骨折

盲腸で入院

ケガや病気で長期入院し日本から家族が現地に駆けつける

疾病応急治療・救済費用 保険期間31日まで

旅先で旅行前にかかっていた病気が急激に悪化※2

荷物にまつわるトラブルには… 携行品の補償

携行品損害※3

スマートフォンを盗まれた

カメラを落とし、壊してしまった

航空機にまつわるトラブルには… 航空機遅延などの補償

旅行事故緊急費用※4 保険期間31日まで

航空会社に預けた手荷物が出てこない

悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった

列車が遅れたため、急ぎタクシーで空港へ向かった

その他、このようなトラブルも補償します。

個人賠償責任

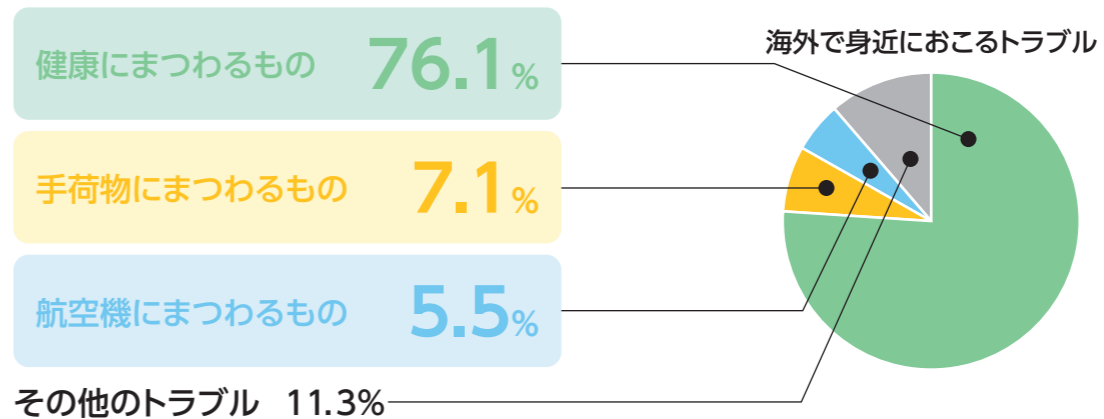


お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された

- ※1 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※2 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※3 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
- ※4 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって次の費用を負担した場合に補償の対象となります。
 - 交通費 ● 宿泊施設の客室料 ● 食事代 ● 国際電話料等通信費
 - 渡航手続費 ● 渡航先での各種サービス取消料 ● 身の回り品購入費

～出国前にご確認いただきたい大切な事柄～

海外渡航の際に必要な補償をご存知ですか？



2022年度事故支払件数実績に基づくデータです。(2022年度弊社実績)
 健康にまつわるものは、「治療・救済費用」、「疾病治療」、「傷害治療」、「緊急歯科治療費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。
 手荷物にまつわるものは、「携行品損害」の支払件数の全支払件数に占める割合です。
 航空機にまつわるものは、「航空機遅延」、「旅行事故緊急費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

海外でのトラブルの**76.1%**は健康にまつわるものです (2022年 弊社実績)

治療・救済費用が無制限*の「無制限プラン」で安心!!

無制限プランなら、もう自己負担の心配はありません!

このような海外での事故が報告されています。

<p>● アメリカ 細菌性髄膜炎に感染し約2週間入院。家族3名が救援のために渡米した。</p> <p>治療・救済費用 約 3,080万円 【支払金額内訳】 治療費用: 約2,820万円 救済費用: 約260万円</p>	<p>● インドネシア 脳梗塞を発症しICU(集中治療室)に入院。現地で緊急手術を行い、2週間後に医療搬送機で帰国搬送となった。</p> <p>治療・救済費用 約 2,700万円 【支払金額内訳】 治療費用: 約750万円 救済費用: 約1,950万円</p>	<p>● カナダ 歩行中、車にはねられ左ひざを骨折し入院。日本に車いすで帰国搬送となった。</p> <p>治療・救済費用 約 420万円 【支払金額内訳】 治療費用: 約140万円 救済費用: 約280万円</p>
--	---	--

2022年度・2023年度 弊社調べ

例 アメリカでサイクリング中ガードレールに激突、頭部外傷で意識不明となりヘリコプターで緊急搬送され、家族が救援のために渡米した。ICUに入院し頭部の手術を行う。約1か月入院後、看護師付き添いのもと帰国した。

<p>救済費</p> <p>約36万円 家族の往復航空券</p>	<p>治療費</p> <p>約2,300万円 入院費 手術・治療費</p>	<p>搬送費</p> <p>約800万円 現地病院への緊急搬送費 日本への帰国費用</p>	<p>合計</p> <p>≈ 約3,136万円</p>	<p>治療・救済費用 2,000万円プランの場合</p> <p>自己負担 約1,136万円と なるところ…</p>	<p>無制限プランなら 自己負担 0円</p>
---	--	--	------------------------------------	---	------------------------------------

*無制限とは治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

ご契約タイプ一覧表

ご年齢に応じたご契約タイプをお選びください。
(ご年齢は旅行出発日時点となります。)

重要 保険契約に同意する旅行者(被保険者)の署名の有無によって、お選びいただける家族用タイプが変わります。次に当てはまる場合、[D][GF][DE][DF]タイプから年齢条件にあわせてお選びください。
・旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合 ・旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ・旅行者(被保険者)が満81才以上(旅行出発日時点)の場合

ご契約タイプ選びのステップ

■ご主人、奥様、満16才のお子様、満12才のお子様の4人家族の例(ご主人様を本人用タイプ、奥様・お子様を家族用タイプから選択された場合)

①まずは本人用タイプをお選びください。

本人用タイプの被保険者となる方は、世帯主である必要はありません。契約締結および保険契約締結に関する同意(契約同意)が可能なご年齢の方をご指定ください。

②次に、家族用タイプをお選びください。

(P8の注意事項をあわせてご参照ください。)
保険契約に同意する署名の有無やご旅行出発日時点のご年齢によって、お選びいただける契約タイプが異なります。

年齢	契約同意	お選びいただける契約タイプ
満15才未満	—	[D][GF]
満15才～満69才	契約同意がある方	[DA][DB][DH][GA][DJ][GF]
	契約同意が無い方	[D][GF]
満70才～満80才	契約同意がある方	[DC][DD][GB][DE][DF]
	契約同意が無い方	[DE][DF]
満81才～満85才	—	[DE][DF]
満86才以上	—	[DF]

③それぞれの保険料を合計してください。

(例) 保険期間6日間
[本人用] ご主人 DBタイプ ・本人用 DB 8,730円
[家族用] 奥様 DBタイプ ・家族用 DB 6,040円
満16才のお子様 GAタイプ ・家族用 GA 4,940円
満12才のお子様 GFタイプ ・家族用 GF 4,480円
の場合 **合計 24,190円**

	本人用	満15才～満69才				満70才～満80才					
		無制限プラン			一般プラン	無制限プラン		一般プラン	無制限プラン		
ご契約タイプ	DA	DB	DH	GA	DC	DD	GB	満81才～満85才	満86才以上の方	DE	DF
								傷害死亡	5,000万円		
傷害後遺障害(後遺障害の程度に応じて)	150万円～5,000万円	90万円～3,000万円	60万円～2,000万円	60万円～2,000万円	150万円～5,000万円	90万円～3,000万円	60万円～2,000万円	30万円～1,000万円	15万円～500万円		
治療・救済費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限			2,000万円	無制限		2,000万円	無制限			
緊急歯科治療費用*2(支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
疾病死亡	2,000万円	1,000万円	500万円	500万円	500万円	500万円	補償なし	500万円	補償なし		
個人賠償責任(支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害*3(携行品1つあたり10万円限度)(乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	60万円	60万円	30万円	30万円	60万円	60万円	30万円	60万円	60万円		
旅行事故緊急費用*4(支払限度額)	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
保険料	保険期間(以下同様)1日まで	3,210円	2,930円	2,520円	2,410円	4,010円	3,810円	3,110円	3,610円	3,530円	
	2日まで	4,470円	4,000円	3,470円	3,280円	5,770円	5,450円	4,430円	5,130円	4,970円	
	3日まで	5,800円	5,070円	4,360円	4,110円	7,550円	7,050円	5,670円	6,550円	6,310円	
	4日まで	6,890円	5,970円	5,130円	4,820円	9,050円	8,430円	6,780円	7,810円	7,510円	
	5日まで	8,630円	7,470円	6,350円	5,990円	11,270円	10,490円	8,380円	9,710円	9,330円	
	6日まで	10,100円	8,730円	7,400円	6,980円	13,230円	12,310円	9,800円	11,390円	10,930円	
	7日まで	11,800円	10,240円	8,730円	8,190円	15,300円	14,260円	11,360円	13,220円	12,710円	
	8日まで	13,150円	11,340円	9,660円	9,070円	17,040円	15,820円	12,580円	14,600円	14,000円	
	9日まで	14,120円	12,180円	10,410円	9,750円	18,390円	17,110円	13,630円	15,830円	15,190円	
	10日まで	15,400円	13,210円	11,280円	10,560円	20,300円	18,840円	14,990円	17,380円	16,650円	
	11日まで	17,510円	15,140円	13,080円	12,160円	21,830円	20,250円	16,110円	18,670円	17,880円	
	12日まで	18,790円	16,200円	13,980円	13,000円	23,420円	21,700円	17,240円	19,980円	19,120円	
	13日まで	19,990円	17,230円	14,880円	13,830円	24,940円	23,120円	18,390円	21,300円	20,380円	
	14日まで	21,020円	18,120円	15,670円	14,560円	26,290円	24,390円	19,400円	22,490円	21,520円	
	15日まで	22,030円	18,960円	16,400円	15,220円	27,620円	25,620円	20,360円	23,620円	22,580円	
	17日まで	23,650円	20,260円	17,510円	16,250円	29,800円	27,580円	21,910円	25,360円	24,220円	
	19日まで	25,820円	22,120円	19,130円	17,740円	32,590円	30,170円	23,970円	27,750円	26,510円	
	21日まで	27,940円	23,950円	20,740円	19,230円	35,330円	32,750円	26,020円	30,170円	28,820円	
	23日まで	30,090円	25,710円	22,260円	20,620円	37,890円	35,070円	27,850円	32,250円	30,770円	
25日まで	32,140円	27,450円	23,790円	22,030円	40,380円	37,380円	29,680円	34,380円	32,790円		
27日まで	34,440円	29,430円	25,510円	23,620円	43,170円	39,970円	31,730円	36,770円	35,070円		
29日まで	36,710円	31,300円	27,110円	25,090円	45,830円	42,390円	33,620円	38,950円	37,110円		
31日まで	38,950円	33,200円	28,790円	26,630円	48,630円	44,950円	35,660円	41,270円	39,320円		

31日を超える保険期間をご希望のお客さまは、ご契約タイプが異なりますので、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

※1 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限と緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となり携行品損害保険金額が60万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航行旅行行程中の予期せぬ偶然な事故により負担を余儀なくされた、交通費、宿泊保険期間中合計で5万円をお支払いの限度とします。ただし、食事代につい

※2 することであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。ます。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。空機寄託手荷物不着による損害については、60万円を保険期間中の限度とします。施設の客室料、食事代、通信費、渡航手続費、および渡航先で予定していたサービスの取消料などについて、は5千円を保険期間中の限度とします。また、身の回り品購入費は10万円を保険期間中の限度とします。

	家族用	満69才までの方						満70才以上の方					
		満15才～満69才までの方で契約同意がある方			一般プラン	満15才未満の方、および満15才～満69才の契約同意が無い方		満70才～満80才までの方で契約同意がある方		満81才～満85才の方、および満70才～満80才の契約同意が無い方	満86才以上の方		
ご契約タイプ	DA	DB	DH	GA		無制限プラン	一般プラン	無制限プラン	一般プラン	無制限プラン	一般プラン	無制限プラン	一般プラン
					傷害死亡								
傷害後遺障害(後遺障害の程度に応じて)	150万円～5,000万円	90万円～3,000万円	60万円～2,000万円	60万円～2,000万円	30万円～1,000万円	30万円～1,000万円	150万円～5,000万円	90万円～3,000万円	60万円～2,000万円	30万円～1,000万円	15万円～500万円		
治療・救済費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限			2,000万円	無制限		2,000万円	無制限		2,000万円	無制限		
緊急歯科治療費用*2(支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
疾病死亡	2,000万円	1,000万円	500万円	500万円	500万円	500万円	補償なし	500万円	補償なし				
個人賠償責任(支払限度額/1事故あたり)	(家族共有)												
携行品損害*3(携行品1つあたり10万円限度)(乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	(家族共有)												
旅行事故緊急費用*4(支払限度額)	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
保険料	保険期間(以下同様)1日まで	2,080円	1,800円	1,660円	1,550円	1,560円	1,450円	2,880円	2,680円	2,250円	2,480円	2,400円	
	2日まで	3,180円	2,710円	2,480円	2,290円	2,320円	2,130円	4,480円	4,160円	3,440円	3,840円	3,680円	
	3日まで	4,350円	3,620円	3,260円	3,010円	3,010円	2,760円	6,100円	5,600円	4,570円	5,100円	4,860円	
	4日まで	5,280円	4,360円	3,900円	3,590円	3,590円	3,280円	7,440円	6,820円	5,550円	6,200円	5,900円	
	5日まで	6,400円	5,240円	4,660円	4,300円	4,270円	3,910円	9,040円	8,260円	6,690円	7,480円	7,100円	
	6日まで	7,410円	6,040円	5,360円	4,940円	4,900円	4,480円	10,540円	9,620円	7,760円	8,700円	8,240円	
	7日まで	8,800円	7,240円	6,460円	5,920円	5,940円	5,400円	12,300円	11,260円	9,090円	10,220円	9,710円	
	8日まで	9,940円	8,130円	7,230円	6,640円	6,620円	6,030円	13,830円	12,610円	10,150円	11,390円	10,790円	
	9日まで	10,780円	8,840円	7,870円	7,210円	7,230円	6,570円	15,050円	13,770円	11,090円	12,490円	11,850円	
	10日まで	11,930円	9,740円	8,650円	7,930円	7,920円	7,200円	16,830円	15,370円	12,360円	13,910円	13,180円	
	11日まで	13,860円	11,490円	10,310円	9,390円	9,520円	8,600円	18,180円	16,600円	13,340円	15,020円	14,230円	
	12日まで	14,960円	12,370円	11,080円	10,100円	10,220円	9,240円	19,590円	17,870円	14,340円	16,150円	15,290円	
	13日まで	15,980円	13,220円	11,840円	10,790円	10,930円	9,880円	20,930円	19,110円	15,350円	17,290円	16,370円	
	14日まで	16,870円	13,970円	12,520円	11,410円	11,570円	10,460円	22,140円	20,240円	16,250円	18,340円	17,370円	
	15日まで	17,790円	14,720円	13,190円	12,010円	12,190円	11,010円	23,380円	21,380円	17,150円	19,380円	18,340円	
	17日まで	19,270円	15,880円	14,190円	12,930円	13,080円	11,820円	25,420円	23,200円	18,590円	20,980円	19,840円	
	19日まで	21,130円	17,430円	15,580円	14,190円	14,370円	12,980円	27,900円	25,480円	20,420円	23,060円	21,820円	
	21日まで	22,890円	18,900円	16,910円	15,400円	15,620円	14,110円	30,280円	27,700円	22,190円	25,120円	23,770円	
	23日まで	24,860円	20,480円	18,290円	16,650円	16,880円	15,240円	32,660円	29,840円	23,880円	27,020円	25,540円	
25日まで	26,660円	21,970円	19,630円	17,870円	18,130円	16,370円	34,900円	31,900円	25,520円	28,900円	27,310円		
27日まで	28,540円	23,530円	21,030円	19,140円	19,430円	17,540円	37,270円	34,070円	27,250円	30,870円	29,170円		
29日まで	30,540円	25,130円	22,430円	20,410円	20,710円	18,690円	39,660円	36,220円	28,940円	32,780円	30,940円		
31日まで	32,560円	26,810円	23,940円	21,780円	22,100円	19,940円	42,240円	38,560円	30,810円	34,880円	32,930円		

■ご加入に際しての注意

- 旅行の目的や申込書の記入内容によっては、お引受けできない場合があります。
- 申込人と旅行者(被保険者)が異なり旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店・扱者または弊社へお問い合わせください。
- この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって自宅を出発してから自宅に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となる場合があります。)
●永住権を持っている国へ移住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミラリターID保持者など)
●帰国の予定が不明確な場合
●渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など

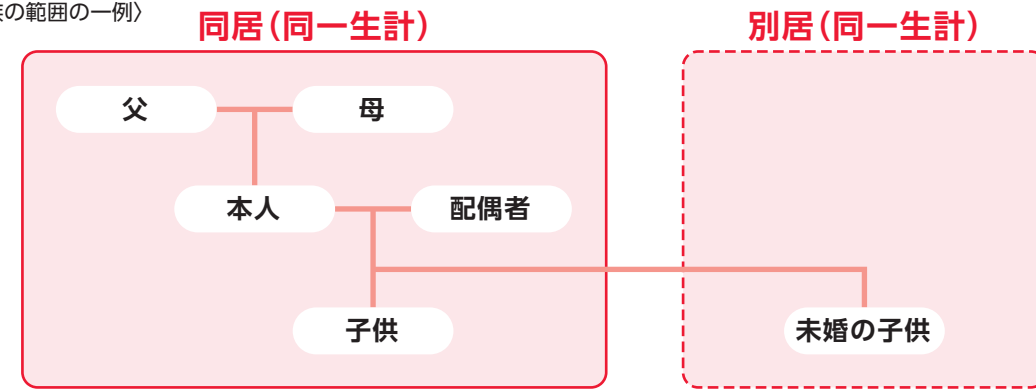
ファミリープランのご契約タイプをお選びいただく際のご注意事項

ご家族お一人ずつご契約タイプをお選びいただけます。タイプ選択の際には以下についてご注意ください。

①ファミリープランで一緒にご加入いただけるご家族の範囲

- 本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を予定している方を含みます)、生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子。

〈ご家族の範囲の一例〉

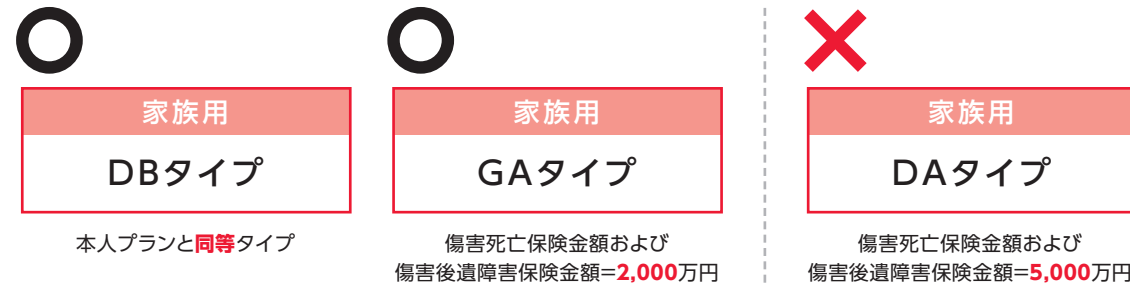


- 親族とは、本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- ファミリープランでは「家族旅行特約」がセットされていることにより、上記「ご家族の範囲」の親族を被保険者として含め、「個人賠償責任」、「携行品損害」の補償をご家族で共有できます。

②お選びいただけるご契約タイプの組合せ

家族用タイプは本人用タイプの保険金額以下のタイプからお選びください。

例 本人用DBタイプをご契約の場合
(傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額=3,000万円)



③ご契約いただけるタイプの限度額

保険契約者(保険を申し込む方)と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、保険契約締結に同意する署名が必要となります。契約者をご家族の代表のような場合でも、ご家族の方それぞれから同意署名が必要となります。同意署名が無い場合、または被保険者が満15才未満の場合は傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額が1,000万円までの契約タイプしかご契約いただけません。

アシスタンス・サービス

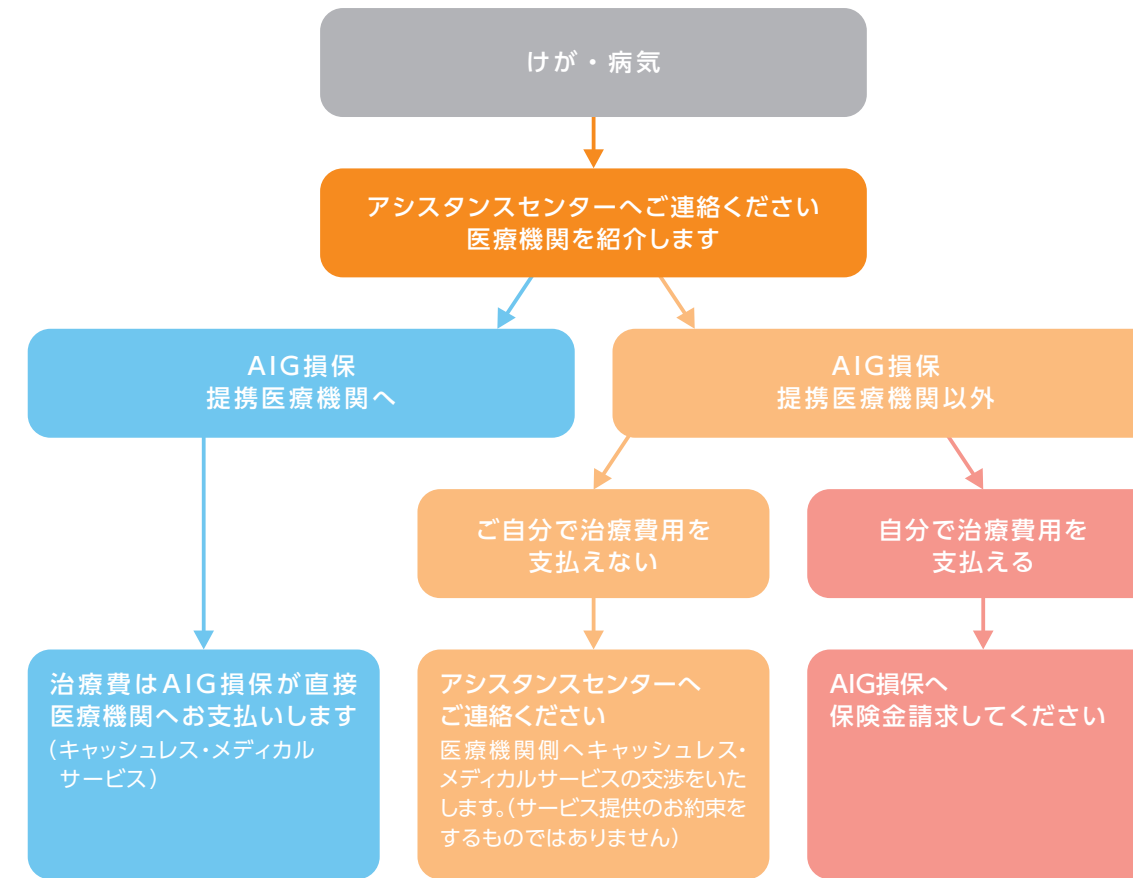
アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、お客さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

- 医療機関の紹介・手配をスピーディーに対応
- キャッシュレス・メディカルサービス
- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内 など

けがや病気による受診・保険金お支払いの流れ

ご加入後に「海外旅行保険 安心ガイド」等にてご確認ください。提供医療機関一覧以外にも、医療機関をご紹介できる場合もございます。

ケガや病気でお困り際には、まずは契約証や「海外旅行保険 安心ガイド」等に記載の **アシスタンスセンターへご連絡ください**。海外では日本と異なり、事前に予約が必要なケースもありますので、アシスタンスセンタースタッフがお客さまの状況にあわせて、いち早く診療を受けられる医療機関を手配いたします。(補償の対象とならない費用や保険金額を超えた部分の費用はサービスの対象外となります。また国、地域、医療機関などの事情によりサービスを受けられない場合があります。)



■ ご利用に際しての注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
- ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※「緊急歯科治療費用」および「歯科治療費用」についてはキャッシュレス・メディカルサービスはご利用いただけません。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

Webによる総合ヘルスケア相談サービス Doctors Me

「安心をもっと身近に」というコンセプトのもと、健康への様々な悩みをWebによるサービスでサポートします。

インターネットが利用可能な場所で、いつでもご相談いただけます。

海外滞在中のお悩みに…

こんな時にご利用ください



- 海外で処方された薬に不安がある。
- 小さな子供の体調が悪い、病院に行くほどでもないが相談したい。
- メンタルヘルスの相談を匿名で相談したい。
- 出張先で感染症が流行している、予防方法を知りたい。
- 打撲による膝の痛みについて
- 発熱後の咳と声が出ない症状について

スマートフォンから日本語で相談できます。

困ったらすぐ! プロの専門家にご相談! 匿名で相談できます。6種の専門家(医師、カウンセラー、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師)が相談に回答します。

- ※ ご質問には、原則24時間以内に回答します。
- ※ PCからもご利用いただけます。



Doctors Meサービス利用方法

- ご利用可能期間
海外旅行保険 加入期間中

- 利用方法
海外旅行保険お申込み手続き完了後にお渡する「海外旅行保険 安心ガイド」でご案内しています海外旅行保険加入者向けDoctors Me利用案内ページへアクセスし、利用方法の詳細や注意事項を確認ください。

- ※本サービスは、AIG損害保険株式会社が株式会社ケアネットに委託してご提供します。
- ※Doctors Me(ドクターズミー)は株式会社ケアネットの登録商標です。
- ※サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。
- ※引受けをお断りしている国や地域(申込書の告知事項欄に記載されています。)ではご利用いただけません。
- ※海外で利用される際には、Wi-Fi環境でアクセスされることをお勧めします。

補償内容

基本となる補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	<p>旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注) 同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・早産 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など
傷害後遺障害保険金	<p>旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%~100%をお支払いします。</p> <p>(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転^(※1)、酒気帯び運転^(※1)、麻薬などを使用している運転 ●妊娠・出産・早産^(※2)による疾病および歯科疾病^(※3)の治療 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など
治療・救済費用保険金	<p><傷害治療費用部分> 旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p><疾病治療費用部分> 次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1回の病気につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>②旅行行程中に感染した感染症^(※2)により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p><救済費用部分> 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>①旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合</p> <p>③旅行行程中に発病した病気^(※3)が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>④旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気^(※3)が原因で継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります)</p> <p>⑤旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合</p> <p>⑥旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合(300万円上限) など</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転^(※1)、酒気帯び運転^(※1)、麻薬などを使用している運転 ●妊娠・出産・早産^(※2)による疾病および歯科疾病^(※3)の治療 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など <p>(次ページへ続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救済費用保険金	<p>(※1) その原因が旅行行程中に発生したものに限り、ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。</p> <p>(※2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症および指定感染症^(※4)をいいます。</p> <p>(※3) 旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り、ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。</p> <p>(※4) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 <傷害・疾病治療費用部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●診察費^(※5)、緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費 ●入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度) ●医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費^(※6) ●法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 <p><救済費用部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●捜索救助費用 ●現地までの救済者の往復交通費(3名分まで) ●救済者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●ファミリープランの場合、被保険者が前記<救済費用部分>の①から⑤までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用^(※7)(100万円限度) ●救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費(合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度) <p>(※5) 保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。</p> <p>(※6) 払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。</p> <p>(※7) 花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。</p>	<p>(※1) その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用を除きます。</p> <p>(※2) 保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動的にセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。</p> <p>(※3) 保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、旅行行程中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。</p>
疾病死亡保険金	<p>次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅行行程中に病気により死亡した場合 ●旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合^(※2) ●旅行行程中に感染した感染症^(※3)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 <p>(※1) その原因が旅行行程中に発生したものに限り、</p> <p>(※2) 旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り、</p> <p>(※3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症および指定感染症^(※4)をいいます。</p> <p>(※4) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 など

主な特約の概要

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する 応急治療・ 救援費用 補償特約 (保険期間 31日以内 の契約に 自動セット されます)	<p>旅行行程開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化^(※2)により次の事由に該当した場合に、実際に負担した費用^(※3)をお支払いします。</p> <p><疾病治療費用部分> ●医師の治療を受けた場合</p> <p><救援費用部分> ●継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。)</p> <p>(※1)妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。</p> <p>(※2)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p> <p>(※3)社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 <疾病治療費用部分> 次の費用の額をお支払いします。 ●治療費 など</p> <p><救援費用部分> ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が負担した次の費用の額をお支払いします。 ●現地までの救援者の往復交通費(3名分まで) ●救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) など</p> <p>(注1)治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の病気につき支払限度額が300万円となります。</p> <p>(注2)医師の治療開始日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、自宅(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用は支払対象外となります。</p> <p>(注3)旅行行程中も負担することを予定していた次の費用は支払対象外となります。 ●透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他の器具の継続使用に関わる費用 ●インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用</p> <p>(注4)次の費用は支払対象外となります。 ●温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>	<p>●旅行行程終了後に治療を開始した場合</p> <p>●治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合</p> <p>●旅行行程開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合^(※)</p> <p>(※)診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。</p> <p>など</p>

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任 補償特約	<p>被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物^(※)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>(※)レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物または戸室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)</p> <p>(注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>●故意</p> <p>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>●自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任</p> <p>●心神喪失による損害賠償責任</p> <p>●同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>など</p>
携行品損害 補償特約	<p>被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品^(※1)に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円)を限度として、時価額^(※2)で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。(時価額^(※2)を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)</p> <p>(※1)携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。</p> <p>(※2)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物 など</p> <p>(注2)ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。(ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。)</p> <p>(注3)旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度)</p> <p>(注4)運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>●故意または重大な過失</p> <p>●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転</p> <p>●自然の消耗またはさび、変色、欠陥</p> <p>●電氣的事故、機械的故障</p> <p>●置き忘れ・紛失</p> <p>●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷</p> <p>(注)レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができません。</p> <p>など</p>

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

その他の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
緊急歯科治療費用	<p>旅行行程中に生じた歯科疾病症状^(※1)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療^(※2)を開始した場合、被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用をお支払いします。(10万円限度)</p> <p>(※1) 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。 (※2) 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●診察費、処置費および手術費 ●薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費および手術室費 ●保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急歯科治療を伴わない検査 ●義歯の提供を含む治療 ●審美歯科治療 ●義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷 ●ブラッシング ●その他口腔衛生行為 <p style="text-align: right;">など</p>
旅行事故緊急費用	<p>旅行行程中の予期せぬ偶然な事故^(※1)により被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用^(※2)をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。(保険期間を通じ、①～⑥は合計でご契約の保険金額限度、⑦はご契約の保険金額の2倍限度) ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代^(※3)(保険期間を通じ、ご契約の保険金額の10%限度) ④国際電話料など通信費 ⑤旅券印紙代、査証料、予防接種料などの渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料など ⑦身の回り品購入費^(※4)</p> <p>(※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行者(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。 (※2) 負担を余儀なくされた費用で、社会通念上妥当と認められる金額または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。(払い戻しを受けた額、負担を予定していた金額などは除きます。) (※3) 食事代については、a.またはb.のいずれかに該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定の航空機について6時間以上の出発遅延、欠航・運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗していた航空機の着陸地変更により、6時間以内(着陸地変更の場合は、着陸時刻から6時間以内)に代替となる他の航空機を利用できない場合 b.航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合 (※4) 身の回り品購入費については、次の費用に限りお支払いします。 旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったために、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意もしくは重大な過失または法令違反 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用している運転中の事故 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 ●運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 <p style="text-align: right;">など</p>

Memo